

別紙 1 戦略作物生産拡大支援

第 1 事業の実施方針

我が国の食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の需要拡大、生産性向上等を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、

- ① 大豆、麦及び飼料用米、加工用米、米粉用米その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める土地利用型作物（以下「飼料用米等」という。）の生産性向上を図るため、新たな品種、作付体系、栽培技術等（以下「新技術等」という。）の導入又は適正な輪作体系の確立に資する作物ごとの農地集約に向けた取組を実施する効率的な作付体系への転換支援事業
- ② 品種育成者又は実需者が中心となり、ニーズのある輸出用米、中食・外食向け及び加工用米等並びに麦・大豆の品種の供給拡大に向けて、複数の種子場において種子生産の拡大を図る場合に必要となる経費や、これらに取り組む種子場が新たに原種生産に取り組む場合に必要な機械の導入を支援する需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業
- ③ 我が国の食料自給率向上にとって重要な作物である国産大豆に関し、需給事情、品質評価及び消費者・実需者ニーズを的確に反映した価格形成を図るため、全国段階の入札の実施を支援する大豆価格形成安定化事業

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

- 1 作付体系転換支援事業
Ⅰのとおりとする。
- 2 需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業
Ⅱのとおりとする。
- 3 大豆価格形成安定化事業
Ⅲのとおりとする。

I 作付体系転換支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 作付体系転換推進検討会の開催

事業を実施する地域の状況に応じた新技術等の導入及び当該新技術を導入した農産物の利用促進のために、都道府県（普及機関及び試験研究機関を含む。）、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上を重点的に図るべき地域（以下「生産性向上重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者、実需者等により構成される作付体系転換推進検討会を開催する。

(2) 作付体系転換のための合意形成

生産性向上重点地域において、事業実施の合意を形成するために必要な農業者の意向把握調査又は農業者を対象とした説明会を実施する。

(3) 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良

生産性向上重点地域において、実証を行うほ場を設置し、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に資する新技術等を試験的に導入し、当該新技術等の実証（農産物の利用に関するものも含む。）及び実証結果を踏まえた改良を実施する。

(4) 新技術等を用いた大規模技術・経営実証

(3)の結果等を踏まえ、大規模に普及することが可能と見込まれる新技術等について、生産性向上重点地域において、大豆、麦及び飼料用米等の面積を合わせて5ha以上の規模で実証を実施する。

その際、実証に直接必要となる機械であって、事業実施主体が所有していない又は所有しているものの改良若しくは更新が必要である場合に限り、本事業を活用して機械を購入することができるものとする。なお、購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用するものとする。

(5) 現地検討会の開催

(3)及び(4)に取り組む地域において、その効果の調査及び検証並びに普及が可能と見込まれる新技術等の普及のため、都道府県、生産性向上重点地域がある市町村、農業関係団体及び農業者等により構成される現地検討会を開催する。

(6) 新技術等活用マニュアルの作成

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等活用マニュアルの作成を行う。

(7) 新技術等普及研修会の開催

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等普及研修会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3 (1)に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向け、事業実施区域の属する都道府県

における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されており、かつ、都道府県内において普及すべき新技術等及び生産性向上重点地域が特定されていること。

- (3) 事業実施主体が本要領別表 1 の 1 (1) の大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会である場合は、当該協議会が都道府県域内の区域を対象とし、かつ、以下の要件を全て満たしていること。

ア 都道府県、農業関係団体、農業者等により構成されること。なお、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定めるもの。）等の既存の協議会であってもよい。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「生産性向上協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 生産性向上協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

オ 3の基準を満たす成果目標を立てていること。

3 成果目標

- (1) 本事業の成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の生産コストをおおむね1割以上低下させることとする。

ただし、生産コストの算出が困難な場合のみ、事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3平均と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の単収をおおむね1割以上増加させることとする。

- (2) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から3年以内とする。

4 審査基準

本要領別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 有効性・新規性

ア 土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当該目的に沿った取組がなされるか。

イ 実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。

ウ 新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。

エ 当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取り組むことが期待できるか。

オ 本事業で今まで採択されていない取組であるか。

- (2) 妥当性

ア 事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。

イ 生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥

当か。

ウ 試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。

エ 事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。

オ 生産性向上重点地域の一部又は全部において、実質化された人・農地プラン又は地域計画（ただし、令和5年度中に限り、工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成したものをいう。）を作成し、策定に向けた協議の場の設置を予定している場合を含む。）が作成されているか。

（3）加算

申請者が以下の項目のいずれかに該当していると認められるか。

ア 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。

① 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画

② 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画

イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添1－1により事業実施計画を作成し、交付等要綱7の1に基づき作成した交付申請書に添えて地方農政局長に提出する。

2 事業計画の変更

交付等要綱第13の規定に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表1に掲げる変更の他、別添1－1の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、別添1－2により翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

（1）事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、別添1－3により自己

評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。

(2) 地方農政局長は、本要領本体第7の1(7)に基づく指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添1-4により提出させるものとし、指導の内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)による改善計画を踏まえて事業を実施した後に、事業実施主体に、再度事業評価シートを提出させるものとする。

第4 留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

- 1 事業実施計画の作成に当たっては、人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)に基づく実質化された人・農地プラン又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画や経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)の水田収益力強化ビジョンその他の関連する施策との整合が図られるよう努めるものとする。
- 2 スマート農機(収量コンバイン等)、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

第5 その他

- 1 環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業実施主体は、本事業に従事する協議会構成員のうち農業者全員に別添1-5によるチェックシート(以下「チェックシート」という。)を配布するものとする。
- 2 1によりチェックシートを受領した農業者は、チェックシートによる自己点検を実施し、事業実施主体へ提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、2により提出されたチェックシートを取りまとめ、第3の1の事業実施状況報告の提出と併せて地方農政局長に提出するものとする。

Ⅱ 需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業

第1 定義

本事業において、「需要対応品種」とは、消費者や実需者からの需要があるにもかかわらず、十分な質及び量の供給が行えていない品種の米、麦、大豆であって、米については、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 輸出用に仕向けることを前提としているもの
- ② 加工用に仕向けることを前提としているもの
- ③ 中食・外食用に仕向けることを前提としているもの
- ④ その他品種の特性から消費者又は実需者による今後の需要拡大が見込まれるもの

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の各事業のメニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 多様なニーズに対応した種子供給体制の確立

複数の種子場が連携していること、又は種子場が種子供給先の複数都道府県の生産者と連携していること（以下「広域連携」という。いわゆる奨励品種については、複数都道府県域にまたがって連携している場合に限る。以下同じ。）により種子供給体制を効率化し、需要対応品種の種子を安定的に供給するため、以下のメニューのうち必要な取組を行う。

なお、原種生産のみを行う種子場の場合は、種子場内生産者の連携があれば広域連携がなされているとみなすものとする。

ア 広域連携検討会議の開催

品種育成者（育成者権者又は育種家若しくはこれらと同等の知見を有する者。以下同じ。）や実需者、種子生産の広域連携参加者（都道府県、市町村、農業団体、農業者、民間事業者等）等により構成される広域連携検討会議を開催する。

イ 安定供給のための追加的な種子の生産・備蓄

需要対応品種等の種子を安定的に供給するため、広域連携により種子の供給を拡大することとなった場合に、不測の事態に備えて追加的な種子の生産及び備蓄を行う。

ウ 種子生産に係る技術検討会の開催

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、品種育成者、農業試験場、普及機関等により構成される技術検討会を開催する。また、必要に応じて種子生産に係る先進地の調査を行う。

エ 種子生産に係る実証を行うほ場の設置

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、栽培方法の実証を行うほ場を設置する。

オ 種子生産技術の普及

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の生産技術を普及するため、マニュアルの作成及び現地研修会を行う。

(2) 原種生産の効率化に必要な機械の導入支援

(1) の取組みに参加する種子場において、新たに需要対応品種の原種生産に取り組む、又は、原種生産の拡大に取り組む、それらの生産量を拡大する場合に、種子の生産・調製に必要な農業機械のリース導入又はレンタル

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3 (1) に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 事業の対象となる米、麦、大豆が、需要対応品種であること。

(3) 事業実施主体が、以下の要件を満たしていること。

ア 1 (1) の取組を行う場合は、品種育成者及び実需者を含み、かつ、広域連携していること。

なお、原種生産のみを行う種子場の場合は、種子場内生産者の連携があれば広域連携がなされているとみなすものとする。

イ 1 (2) の取組を行う場合は、1 (1) の取組を行うとともに、2 (4) の要件を満たすこと。

ウ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

エ 規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

カ 3の成果目標を立てていること。

(4) 農業機械等のリース導入又はレンタルに係る要件

需要対応品種の原種の生産拡大に伴う種子の生産性の向上及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）であり、次の基準を満たす機械リース導入又はレンタル（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

なお、国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、補助対象としないものとする。

また、本事業で補助対象とする機械については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ア 導入等する機械ごとに50万円以上とし、補助上限は1,000万円までとする。

イ リース導入する機械については、原則、新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械で

あって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 農業機械の範囲

農業機械の範囲は、需要対応品種の種子の生産拡大に必要なものであり、種子の生産・出荷量等に応じた適正な処理能力を有するものとする。ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

- （ア） 農業機械のうち、トラクター、トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものを除く。）等、汎用性の高いもの。
- （イ） 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。
- （ウ） 導入等する機械の能力・規模が、受益面積の範囲等からみて不適なもの、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）。

エ 機械の利用条件

事業実施主体が、別添2—1の1に機械利用者を定める場合に限り、当該利用者は、事業実施主体が導入等した機械を利用することができる。

オ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （ア） 事業実施計画に記載された機械に係るものであること。
- （イ） リース事業者は原則として一般競争入札等で選定すること。
- （ウ） リース期間は法定耐用年数以内であること。
- （エ） 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。
- （オ） スマート農機（田植え機、コンバイン等）をリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

カ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械ごとに次に掲げるa及びbの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1／2
以内

b リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1／2以内

3 成果目標

- (1) 本事業の成果目標年度は事業完了年度の翌年度とし、成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業完了年度の翌年度の需要対応品種の一般種子の供給量として事業実施計画に記した目標数量まで増加させることとする。
- (2) 事業実施期間は、3年以内とする。

4 審査基準

本要領本体別表4の2の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

(1) 必要性

- ア 取組の対象とする需要対応品種について、第1の定義における需要対応品種であることが客観的に示されているか。
- イ 取組の対象とする需要対応品種について、種子の供給に種子場間の連携が必要と認められるか。
- ウ 取組の対象とする需要対応品種について、第3の事業実施計画が需要対応品種の種子の供給量増加に資するものとなっているか。
- エ 取組の対象とする需要対応品種について、第3の事業実施計画が今後の普及が見込まれるものとなっているか。
- オ 喫緊の課題として本事業に取り組む必要が示されているか。

(2) 費用対効果

- ア 事業の実施により得られる直接的な効果（以下「アウトプット」という。）が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。
- イ アウトプットが、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。
- ウ 事業の実施により得られる波及的な効果（以下「アウトカム」という。）の目標が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。
- エ アウトカムの目標が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。
- オ 事業による効果が事業実施期間後も継続的に発揮されると見込まれるか。

(3) 加算

申請者が以下の項目のいずれかに該当していると認められるか。

ア 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。①から③まで及びイにおいて「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。

- ① 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画
- ② 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ③ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画

イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添2-1により事業実施計画を作成し、交付等要綱第7の1に基づき作成した交付申請書に沿って農産局長に提出する。

2 事業計画の変更

交付等要綱第13に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表1に掲げる変更の他、別添2-1の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添2-2により成果目標の達成状況を、事業完了年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添2-3により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長は、(1)の自己評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を別添2-4に記入するものとする。

(3) 農産局長は、(2)で作成した別添2-4について、評価検討委員会に諮るものとし、農産局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、農産局長は、評価検討委員会が意見聴取を行うとき、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

(4) 農産局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(5) 農産局長は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添2-5により提出させるものとする。

第5 その他

1 環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業実施主体は、本事業に従事する協議会構成員のうち農業者全員に別添2-6によるチェックシート（以下「チェックシート」という。）を配布するものとする。

2 1によりチェックシートを受領した農業者は、チェックシートによる自己点検を実施し、事業実施主体へ提出するものとする。

3 事業実施主体は、2により提出されたチェックシートを取りまとめ、交付等要綱

第17に基づく事業遂行状況報告書の提出と併せて農産局へ提出するものとする。

ただし、交付等要綱第15に定める概算払請求書を提出した場合は、当該年度の1月31日までにチェックシートを提出するものとする。

Ⅲ 大豆価格形成安定化事業

第1 事業の内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は次に掲げる事業を全て行うものとする。

- 1 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営
- 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務等を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置
- 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務であって次に掲げるもの
 - （1）入札取引において大豆の売渡し又は買受けを行う者の登録
 - （2）学識経験者、生産者の代表者及び実需者の代表者等で構成する入札取引に関する重要事項を審議する委員会の開催
 - （3）平均落札価格及び落札数量等入札結果の公表
 - （4）入札取引で大豆の売渡し及び買受けを行う者からの入札取引の運営に要する費用に充てるための拠出金の徴収
 - （5）その他入札取引を適正に実施するために農産局長が必要と認める事業

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添3－1により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて農産局長に提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添3－2により農産局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、自ら事業実施結果の評価を行い、別添3－3により事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに農産局長に提出するものとする。

戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)

事業計画書

事業実施年度 : 年度 (年目)

都道府県名 :

事業実施主体名 :

1 事業実施主体

代表者名	〇〇都道府県[協議会] 〇〇 〇〇
------	-------------------

協議会の構成員	
オブザーバー	

※1：事業実施主体が都道府県協議会の場合に記載すること。
※2：協議会の推進体制の分かる資料を添付すること（継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能）。

目標年度	〇〇年度	※事業開始前年を基準年とし、事業開始3年後を目標年とする。
------	------	-------------------------------

対象作物	
------	--

2 都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた取組方針

(1) 大豆、麦及び飼料用米等の生産に関する現状並びに課題

(2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた取組方針

※新たな作付体系・技術の内容・導入する輪作体系等を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること（詳細については別紙でも可）。

3 生産コストの低減目標

(1) 生産性向上重点地域における目標

①生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)				
作物名	○年度		○年度		【重点地域における取組概要】
	(事業開始前年度)		(目標年度)		
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	
	生産量 (t)		生産量 (t)		
大豆					
小麦					
飼料用米					

②生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)				
作物名	○年度		○年度		【重点地域における取組概要】
	(事業開始前年度)		(目標年度)		
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	
	生産量 (t)		生産量 (t)		
大豆					
小麦					
飼料用米					

※１：大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

なお、作付面積及び生産量については参考値として記入すること。

※２：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※３：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。

※４：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※５：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去５年間の５中３とする。

(2) 都道府県における目標<参考値>

作物名	○年度 (事業開始前年度)		○年度 (事業開始年度)		○年度 (開始 1 年後)		○年度 (開始 2 年後)		○年度(目標年度) (開始 3 年後)	
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量 (t)		生産量 (t)		生産量 (t)		生産量 (t)		生産量 (t)	
大豆										
小麦										
飼料用米										

※1：作物名は適宜、修正、追加して記載すること。

※2：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

4 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	実施時期	事業量 (単価、回数、 面積等)	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
作付体系転換支援事業						
① 作付体系転換推進検討会の開催						
② 作付体系転換のための合意形成						
③ 生産性向上に資する新技術等の実証・改良						
④ 新技術等を用いた大規模技術・経営実証						
⑤ 現地検討会の開催						
⑥ 新技術等活用マニュアルの作成						
⑦ 新技術等普及研修会の開催						
合計						

※1：適宜、行を追加して記入すること。

※2：取組の対象が、特定の生産性向上重点地域に限定される場合は、備考欄に生産拡大重点地域名を記載すること。

※3：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 (2) 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

4 (3) 収支予算 (又は精算)

収入の部

区分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (又は本年度精算額)	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合 計					

支出の部

分類	別表 1 に掲げる経費の費目	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (本年度清算額)	比較		備考
				増	△減	
①作付体系転換推進検討会の開催						
②作付体系転換のための合意形成						
③生産性向上に資する新技術等の実証・改良						
④新技術等を用いた大規模技術・経営実証						
⑤現地検討会の開催						
⑥新技術等活用マニュアルの作成						
⑦新技術等普及研修会の開催						
合計						

※ 1 : 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。
基礎等は資料添付でも可。

※ 2 : 適宜、行を追加して記入すること。

4 (4) 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

1. 経費の使用に関する規定(案)等
2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案)(又は写し)
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能(2.については省略不可)

5 事業費の概要(2年目以降は見込み額)

(千円)

	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	合 計
推進事業				

※ 詳細については、別記に記載すること。

6 目標年度までの年度活動計画

1年目: ○年度の活動計画
2年目: ○年度の活動計画
3年目: ○年度の活動計画
その他

7 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

8 推進事業計画の策定に当たっての留意事項

事業実施主体が都道府県協議会の場合にあっては、協議会の規約、会計規則等の資料を添付すること。

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能

(別記) 生産性向上重点地域等における実施計画

生産性向上重点地域：

地域名

1 事業の対象作物

2 1の作物の生産に関する現状及び課題

3 1の作物の生産性向上に向けた取組方針

※新たな作付体系、技術の内容、導入する輪作体系等を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること（詳細については別紙でも可）。

4 1の作物の生産コスト低減目標

作物名	○年度		○年度		○年度		○年度		○年度（目標年度）	
	事業開始前年度		事業開始年度		実施1年後		実施2年後		実施3年後	
	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)
大豆										
小麦										
飼料用米										

※1：大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

なお、作付面積及び生産量については参考値として記入すること。

※2：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※3：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※4：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。
この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

5 事業の内容

分類番号	具体的な取組内容

※1：適宜、行を追加して記載すること。

※2：以下の①～⑦の分類ごとに記載し、具体的な取組内容には以下の事項を必ず含むこと。

① 作付体系転換推進検討会の開催：検討会のメンバー

② 作付体系転換のための合意形成：対象となる者

③ 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良：作物別の実証面積

※新たな作付体系・技術の内容を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること（詳細については別紙でも可）。

④ 新技術等を用いた大規模技術・経営実証：実証面積

⑤ 現地検討会の開催：開催の時期、参集範囲

⑥ 新技術等活用マニュアルの作成：対象となる技術及び配布先

⑦ 新技術等普及研修会の開催：参集範囲

6 目標年度までの年度別活動計画

1年目：○年度の活動計画
2年目：○年度の活動計画
3年目：○年度の活動計画
その他

7 実質化された人・農地プランとの関連について

生産性向上重点地域の一部又は全部を含む実質化された人・農地プラン又は地域計画が作成されているか。

はい

いいえ

※該当する方に○をつけること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
（作付体系転換支援事業）の事業実施状況報告
（ 年度）

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長及び畜産局長通知）第6の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)

年度 事業実施状況報告

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

都道府県名：

事業実施主体名：

事業実施主体名	〇〇都道府県[協議会] 〇〇 〇〇
---------	-------------------

策定年度	年度	()
------	----	-----

※括弧内には、「事業開始年度」、「開始〇年度」等を記載すること。

1 成果目標の達成状況

(1) 事業実施計画の成果目標及び当該年度における達成状況（生産性向上重点地域における目標）

①生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)							
作物名	〇年度		〇年度（目標年度）		〇年度（当該年度）		達成率(%)	
	(事業開始前年度)		(開始3年後)		(開始〇年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)	
大豆								
小麦								
飼料用米								

②生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)							
作物名	○年度		○年度（目標年度）		○年度（当該年度）		達成率(%)	
	(事業開始前年度)		(開始3年後)		(開始○年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)	
大豆								
小麦								
飼料用米								

※1：大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

なお、作付面積・生産量については参考値として記入すること。

※2：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※3：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。

※4：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※5：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

※6：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

(2) 都道府県における目標の達成状況<参考値>

作物名	○年度		○年度（目標年度）		○年度（当該年度）		達成率(%)	
	(事業開始前年度)		(開始3年後)		(開始○年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)	
大豆								
小麦								
飼料用米								

※1：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※2：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

※3：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

2 当該年度の事業計画の進捗状況

推進事業の実施状況

--

※特定の生産性向上重点地域に限定した取組がある場合は、生産拡大重点地域名を明記すること。

3 当該年度の取組の総合評価

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
（作付体系転換支援事業）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長及び畜産局長通知）第7の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別添 1－3 別記

戦略作物生産拡大支援事業（作付体系転換支援事業）に関する事業評価シート

事業実施主体名	〇〇都道府県〔協議会〕 〇〇 〇〇
---------	-------------------

1 成果目標の達成状況

①生産性向上重点地域（その1）

(1) 事業計画の成果目標

生産性向上重点地域名①：				
作物名	〇年度		〇年度(目標年度)	
	(事業開始前年度)		(開始3年後)	
	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト
	生産量(t)	(円/60kg)	生産量(t)	(円/60kg)

(2) 年度ごとの達成状況

作物名	〇年度		達成率(%)		〇年度		達成率(%)	
	(事業開始年度)				(開始1年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト
	生産量(t)	(円/60kg)	生産量		生産量(t)	(円/60kg)	生産量	

作物名	〇年度		達成率(%)		〇年度(目標年度)		達成率(%)	
	(開始2年後)				(開始3年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト
	生産量(t)	(円/60kg)	生産量		生産量(t)	(円/60kg)	生産量	

②生産性向上重点地域（その２）

（１）事業計画の成果目標

生産性向上重点地域名②：				
作物名	○年度		○年度（目標年度）	
	（事業開始前年度）		（開始３年後）	
	作付面積 (ha)	生産コスト	作付面積 (ha)	生産コスト
	生産量 (t)	(円/60kg)	生産量 (t)	(円/60kg)

（２）年度ごとの達成状況

作物名	○年度		達成率 (%)		○年度		達成率 (%)	
	（事業開始前年度）				（開始１年後）			
	作付面積 (ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト	作付面積 (ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト
	生産量 (t)	(円/60kg)	生産量		生産量 (t)	(円/60kg)	生産量	

作物名	○年度		達成率 (%)		○年度（目標年度）		達成率 (%)	
	（開始２年後）				（開始３年後）			
	作付面積 (ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト	作付面積 (ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト
	生産量 (t)	(円/60kg)	生産量		生産量 (t)	(円/60kg)	生産量	

※１：大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

なお、作付面積・生産量については参考値として記入すること。

※２：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※３：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。

※４：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※５：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

※６：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

2 取組の総評

--

〇〇地方農政局長殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
（作付体系転換支援事業）における改善計画について

〇〇年度戦略作物生産拡大支援（作付体系転換支援事業）において、当初の事業実施計画
における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画
（改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

区分		指標	事業実施後の状況						改善計画	
			目標値 (年)	事業開始 前年度 (年)	1年後 (年)	2年後 (年)	3年後 目標年 (年)	達成率	(年)	達成率
成果 目標	作物名	作付面積(ha)								
		生産量(t)								
		生産コスト (円/60kg)								
	作物名	作付面積(ha)								
		生産量(t)								
		生産コスト (円/60kg)								

注1) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
注2) 単収を指標とする場合にあつては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

- 4 改善方策
（事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

環境負荷低減及び農作業安全に係るチェックシート

組織名、法人名、又は氏名

自己点検者： _____

- ・本シートは、国の補助事業を活用される農業者の皆様が持続可能な農業に向けて重要となる取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。
- ・生産活動において、実際に取り組んでいる内容について、チェック欄に「✓」を記入してください。
- ・提出いただいたシートについては、農林水産省において、持続可能な農業施策検討に利用させていただきます。

【化学農薬の使用量低減】

チェック項目	チェック欄
農薬の適正な使用・保管	
農薬の使用状況等の記録を保存	
病害虫が発生しにくい「生産条件」の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	
病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)	
多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	

【化学肥料の使用量低減】

チェック項目	チェック欄
肥料の適正な保管	
肥料の使用状況等の記録を保存	
有機物の施用 (堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)	
作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】

チェック項目	チェック
電気・燃料の使用状況の記録を保存	
温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	
廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	

【農作業安全】

チェック項目	チェック欄
農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	
農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)	

戦略作物生産拡大支援
(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業)

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 (年目)

事業実施主体名：

代表機関名：

1 事業実施主体

代表者名	〇〇（代表機関名・役職） 〇〇 〇〇（氏名）
------	-----------------------------

構成員	
オブザーバー	
機械利用者	

※ 実施体制及び役割分担が分かる資料を添付すること（継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能）。

目標年度	〇〇年度
------	------

※ 目標年度は事業完了年度の翌年度とし、事業実施期間は事業開始から3年以内とする。

2 需要対応品種の栽培環境整備に向けた取組方針

(1) 輸出用米・加工用米等及び麦、大豆の需要への対応に関する現状及び課題

(2) 輸出用米・加工用米等及び麦・大豆の需要への安定供給に向けた取組方針

※ (1)の現状と課題を踏まえ、これに対応するために取り組む内容を具体的に、かつ、従前との違いが分かるように記載すること
(詳細については別紙でも可)。

(3) 事業成果の普及(波及効果の発現)に向けた取組方針

3 需要対応品種の供給目標
事業を実施する都道府県における目標（波及効果）

	○年度			○年度		
	(事業開始前年度)			(成果目標年度)		
	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	供給量 (kg)	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	供給量 (kg)
都道府県名						
品種名						
品種名						
供給合計						

※ 1：地域又は都道府県ごとの一般種子の供給量を品種ごとに記載すること。なお、地域及び品種が複数ある場合は適宜行を追加すること。
※ 2：作付面積、単収は参考値とし、一般種子の供給量を成果目標とすること。なお、供給量は作付面積に単収を乗じたものとして差し支えない。

4 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	別表 1 に掲げる 経費の費目	事業量 (単価、回数、 面積等)	補助事業に要す る経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
多様なニーズに対応した種子供給体制の確立						
ア 広域連携検討会議の開催						
イ 安定供給のための追加的な種子の生産・備蓄						
ウ 種子生産に係る技術検討会の開催						
エ 種子生産に係る実証ほの設置						
オ 種子生産技術の普及						
原種生産効率化に必要な機械導入の支援						
合計						

※1：費目について、一つのメニューにおいて複数の費目を活用する場合は、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 令和〇年度の月別スケジュール

取組内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※ 4に記載した取組内容等をどのようなスケジュールで進めていくか記載すること。

※ 月別の欄には取組時期に矢印を記載すること。

6 機械・機器導入計画

(1) リース又はレンタルの内容

対象作物	対象機械名	型式 (製造会社名)	台数	機械利用者	保管・設置場所	備考

- ※ 複数の農業機械をリース導入又はレンタルする場合、表を追加し、機械ごとに記入すること。
- ※ 実施要綱別紙1第2の3(4)に該当する機械等を導入等する場合、導入時の仕様書にシステムサービス提供者と「農業分野におけるAI・データに関するガイドライン(令和2年3月農林水産省策定)」に準拠した契約を締結する旨、記載すること。また、交付等要綱第18の2に定める実績報告の際に、当該契約書を添付すること。

(2) 選定方法、リース料等の明細

対象機械・機器	機種等名		型式名		台数		台			
	対象作物		対象作業		利用規模					
	リース事業者の選定方法 (一般競争入札以外の場合は選定理由も記載)									
	能力決定根拠 (能力決定に当たっての計算過程を記載)									
	現有機の有無 (有の場合：能力、取得年月、台数など)									
リース期間		開始月～終了月		年	月	～	年	月	(ヶ月)	備考
リース物件取得予定価格(消費税抜き)		①	円							
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)		②	円							
リース料助成申請額		③	円							
リース諸費用(消費税抜き)		④	円							
消費税		⑤	円							
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①－②－③＋④＋⑤		円								
リース料助成申請額③は、下記の計算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に✓を入力すること)										
I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2以内		II (リース物件価格 － 残存価格) × 1/2以内								

※ リース事業者等の見積書の写しを添付すること。

※ 複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記入すること。

7 事業費の概要

(千円)

	○年度 (事業開始年度)	○年度 (事業開始 2 年目)	○年度 (事業開始 3 年目)	合 計
事業費				

※ 詳細については、別記に記載すること。

8 事業完了年度までの年度活動計画

事業開始年度：○年度の活動計画
事業開始 2 年目：○年度の活動計画
事業開始 3 年目：○年度の活動計画
その他

9 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

10 添付書類

- (1) 規約の写し
- (2) 直近の収支予算（又は、収支決算）の写し
- (3) 役員名簿、構成員名簿、会計規定、旅費規程、謝金規定の写し
- (4) 事業実施体制図
- (5) 需要対応品種であることが客観的に分かる資料
- (6) 事業費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写し
- (7) 事業実施計画に記載している数値（現況及び目標年の作付面積、生産コスト、需要対応品種種子の需要量、供給量等）の根拠が確認できるもの
- (8) 事業の一部を委託する場合、備品等を購入する場合、機械をリースする場合、試験等の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書又は3社以上の見積書やカタログの写し
- (9) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書案の写し
- (10) 事業実施計画の記述内容を補完する資料、その他関係資料（任意）

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は、提出を省略することが可能。ただし、（2）及び（9）については省略不可。

別添 2－2

番 号
年 月 日

農産局長 殿

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業)の事業実施状況報告
(年度)

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長及び畜産局長通知）第6の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

戦略作物生産拡大支援
(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業)

年度 事業実施状況報告

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

事業実施主体名：

代表機関名：

事業実施主体名	〇〇〇〇
---------	------

策定年度		年度	(事業開始		年目)
------	--	----	-------	--	-----

1 成果目標の達成状況
事業を実施する都道府県における目標（波及効果）の達成状況

	目標値 (年)	事業開始前年度 (年)	事業完了年度 (年)	達成率 (%)
都道府県名				
品種名				
品種名				
供給量(kg)				
品種名				
品種名				

備考・特記事項

※地域又は都道府県ごとの供給量を品種ごとに記載すること。複数ある場合は行を追加すること。

2 取組の総合評価

--

3 今後の課題と目標年度への反映状況

--

別添 2－3

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業) の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長及び畜産局長通知)第7の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別記の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別添 2－3 別記

戦略作物生産拡大支援（需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業）に関する事業評価シート

事業実施主体名	〇〇〇〇
---------	------

1 成果目標の達成状況

（1）事業計画の成果目標

事業を実施する都道府県における目標（波及効果）の達成状況

	○年度（成果目標年度） の目標値	○年度（成果目標年度） の実績値	達成率（％）
都道府県名			
品種名			
品種名			
都道府県名			
品種名			
品種名			
供給量(kg)			
品種名			
品種名			

※地域又は都道府県ごとの供給量を品種ごとに記載すること。複数ある場合は行を追加すること。

(2) 年度ごとの達成状況

事業を実施する都道府県における目標（波及効果）の達成状況

	目標値 (年)	事業開始前年度 (年)		1年後 (年)		2年後 (年)		3年後 (年)		4年後 (年)	
	供給量(kg)	供給量(kg)	達成度(%)	供給量(kg)	達成度(%)	供給量(kg)	達成度(%)	供給量(kg)	達成度(%)	供給量(kg)	達成度(%)
都道府県名											
品種名											
品種名											
都道府県名											
品種名											
品種名											
供給量(kg)											
品種名											
品種名											

※地域又は都道府県ごとの供給量を品種ごとに記載すること。複数ある場合は行を追加すること。

2 取組の総合評価

別添2-4

持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業)に関する事業評価票

[illegible]

別添 2 - 5

番 号
年 月 日

農産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業) における改善計画について

令和〇〇年度戦略作物生産拡大支援(需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業)において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、別記の改善計画を実施しますので、報告します。

別添 2－5 別記

事業実施主体名	〇〇〇〇
---------	------

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題

3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は 1 か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

成果目標	指標	事業実施後の状況							改善計画	
		目標値	事業開始 前年度	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	達成率		達成率
		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)		(年)	
広域連携による 需要対応品 種の種子供給 体制の整備	供給量 (kg)									

※目標年は取組終了年度の翌年度とする。
※改善計画に 2 年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

4 改善方策

(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)

--

5 改善計画を実施するための推進体制

--

環境負荷低減及び農作業安全に係るチェックシート

組織名、法人名、又は氏名

自己点検者： _____

- ・本シートは、国の補助事業を活用される農業者の皆様が持続可能な農業に向けて重要となる取組について御理解いただくとともに、その取組状況について、自ら点検いただくことを目的としたものです。
- ・生産活動において、実際に取り組んでいる内容について、チェック欄に「✓」を記入してください。
- ・提出いただいたシートについては、農林水産省において、持続可能な農業施策検討に利用させていただきます。

【化学農薬の使用量低減】

チェック項目	チェック欄
農薬の適正な使用・保管	
農薬の使用状況等の記録を保存	
病害虫が発生しにくい「生産条件」の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	
病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)	
多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	

【化学肥料の使用量低減】

チェック項目	チェック欄
肥料の適正な保管	
肥料の使用状況等の記録を保存	
有機物の施用 (堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)	
作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】

チェック項目	チェック
電気・燃料の使用状況の記録を保存	
温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	
廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	

【農作業安全】

チェック項目	チェック欄
農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	
農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)	

年度持続的生産強化対策事業

戦略作物生産拡大支援（大豆価格形成安定化事業）実施計画書

1 事業概要等

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
入札業務等に要する手当 管理運営等に要する経費	円	円	円	
合 計				

注：1 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注 区分の欄は、交付要綱別表 1 の経費の欄の事業名を記載する。

3 事業完了予定（又は完了）

年 月 日

4 事業の目的

5 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

6 事業の内容

(1) 入札取引の実施

ア 実施計画

(ア) 年間実施計画

年産	実施時期	実施場所	回 数	備 考
〇〇年産	年 月～ 年 月	か所	回	
〇〇年産	年 月～ 年 月	か所	回	

(イ) 実施場所別及び月別実施計画

① ○○年産

[illegible]

② 〇〇年産

[illegible]

イ 入札取引実施体制

(ア) 入札業務等を行う者（パンチャー及び入札事務補助員を除く。）の配置

配置場所	氏 名	年 齢	雇 用 期 間	入札業務等に要する手当（日額）	備 考
			年月 ～ 年月		

(イ) 監視委員の配置

① ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

② ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

(ウ) パンチャー及び入札事務補助員の配置

配置場所	パンチャー配置人員	入札事務補助員 配 置 人 員	備 考
	人	人	

ウ その他入札取引実施に関する特記事項

(2) 入札参加者の登録

ア 登録手続

イ 登録に当たっての留意事項その他の特記事項

(3) 入札取引に関する委員会の実施

開催予定時期	委員の氏名、所属等	審 議 事 項
年 月		

(4) 入札結果の公表

ア 公表の内容

イ 公表の方法

(5) 運営拠出金の徴収

ア 運営拠出金の単価

イ 徴収の方法

(6) その他特記事項（取引指標価格の決定に係る事務、入札に係る実態調査等）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(大豆価格形成安定化事業) 実施状況報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号、3 畜産第 1993 号農産局長及び畜産局長通知）第 6 の 1 の規定に基づき、報告します。

記

（注）本報告書の様式は、別添 3－1 の事業実施計画書の様式に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(大豆価格形成安定化事業) 成果報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号、3 畜産第 1993 号農産局長及び畜産局長通知）第 7 の 1 の規定に基づき、報告します。

第 1 実施事業の名称

事業名	成果目標

第 2 実施期間

事業開始年月日	事業完了年月日

第 3 事業の成果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
	成果目標の達成状況	
	事後評価の検証方法	
事業の実施による成果		
事業計画の妥当性		
適正な事業の執行		